

ケアマネ通信

第14号
2022
Mar.

今月の表紙：一般社団法人茅ヶ崎介護サービス事業者連絡協議会

茅ヶ崎介護サービス事業者連絡協議会は、地域住民の介護・福祉・医療等の様々なニーズに応えるケアマネジャーと介護サービスを提供する事業者によりネットワークを形成し、所属するそれぞれの事業所が質の高い介護保険事業を行うために、各サービスや事業ごとに組織された部会（医療部会・施設部会・訪問部会・通所部会・介護支援専門員部会・地域密着部会・防災対策の会）の活動を中心に、研修会や勉強会の開催、また、介護人材の育成のための取り組みや、事業者間、地域の人々との交流、他業種との連携を図る交流会等の活動を行っています。平成28年1月には一般社団法人として再出発し、介護支援専門員部会は、市内の約9割の事業者が所属。現在150名ほどのケアマネジャーが活躍しています。さらに平成30年に、資質向上に繋がることを目的として、主任ケアマネジャーが集まり「ミーナの会」を発足し、研修企画・運営、虎の巻作成、PR等の活動をしています。

昨今の、コロナ禍で翻弄されているのは利用者だけではなく、支援者側の我々も同じで、この間に様々な事が変わりました。オンライン会議が当たり前になり、各種研修会の中止や変更も。それでも我々は柔軟に、今ある環境に合わせて利用者支援に邁進しています。大きな事として、令和4年2月19日に、第19回 研究大会の開催地として茅ヶ崎介護サービス事業者連絡協議会の仲間が取り組みました。史上初の「オンライン開催」になり、既存の手法が通用せず、有志の仲間が血を吐く思いで、手探りで練り上げてきました。ご尽力いただいた皆様、感謝申し上げます。団結と連携ができた、とてもよい機会となりました。今後も、茅ヶ崎から連携の波を途絶えさせずに、この強力な仲間たちと活動を続けてまいります。

（一社）茅ヶ崎介護サービス事業者連絡協議会 介護支援専門員部会 部会長 平本 哲也

目次

～特集～オンライン研修受講に求められるもの～	2	成年後見とケアマネ	5
主任介護支援専門員研修におけるオンライン形式と		ケアマネリレーコラム	6
対面形式の違い及び受講生のマナーについて	2	歴史こぼれ話～十四～	7
ファシリテーター育成研修受講後、ファシリテーターを		編集後記	7
依頼する条件や、期待すること	3	インフォメーション	8
地域共生社会に向けて			
～鎌倉第一号の『共生型デイサービス』になりました	4		

特集

オンライン研修受講に求められるもの

主任介護支援専門員研修におけるオンライン形式と 対面形式の違い及び受講生のマナーについて

本会副理事長 今田 義昭／本会理事 青地 千晴

令和3年度の主任介護支援専門員研修は、前期に会場コースとオンラインコースの両方を実施し、後期はオンラインコースのみを実施しています。前期のオンラインコースを開催するにあたり、事前に接続テストを行ってオンライン研修初日を迎えました。

研修前、早めに参加頂いた方達から自然にコール&レスポンスは起きました。オンラインでの研修が初めての方や慣れていない方が多くいらっしゃったのでしょう。「受講番号〇〇の□□です。映ってますか」「□□さん、大丈夫ですよ」「次は、受講番号△△の××です。映ってますか?」「はーい、映ってますよ」というやり取りが繰り返されました。皆さんの困難を乗り越えるために一丸となって協力する姿を拝見するとともに、オンラインでの研修実施の難しさを改めて実感した出来事でした。

この様な不測の事態を担当部会で共有し、毎回毎回受講頂く皆様には少しずつお願いさせて頂くことやお伝えすることが多くなっていきました。また、回を重ねるごとに皆様からの問い合わせも少なくなっていきました。最近では、オンライン研修を安心して受講されている姿を拝見しています。まさに、運営側と受講頂く皆様、そして多くの協力して下さる方々の力を借りてオンライン研修が実施できていると感じています。

この場を借りてのお願いです。オンライン研修が初めての方や苦手な方は、必ず事前に実施している接続テストに参加してください。自分では大丈夫だと思っても研修当日に環境が整っていない方もいらっしゃいます。オンライン環境を整えて、注意事項をしっかりと守って、会場研修と同じように知識や技術を感じ取って頂きたいと願っています。どうぞよろしくお願いいたします。

主任介護支援専門員研修部会 部会長 今田 義昭

令和3年度より、主任介護支援専門員更新研修は、国の作成したオンライン受講システムを活用しています。講義の部分は、各自で動画を事前に視聴し、修了評価も各自で実施します。演習部分は、決まった日時にログインし、8人程度のグループに分かれ、グループワークを行います。

今までの対面研修と違うメリットとしては、自宅や職場で参加できるので、会場に行く時間がなくなり、コロナ禍でも、感染の危険がなく受講が出来る点です。一方、デメリットとしては、通信環境が不安定だと、演習の途中で途切れてしまうことや、演習シート等の資料が、今何を使っているか、わからなくなってしまうやすいことです。

また、会場研修と同様、通信環境の理由でも、20分以上画面で受講確認ができないと、出席とみなされません。ご注意ください。演習シートや事例などは、事前に郵送されますが、リアクションペーパーや自己評価シートは、ホームページから各自で行います。郵送された事例は、必ず返送します。全て自分で確認して準備するという自己管理が必要です。

更にオンライン受講では、ZOOMの操作の習得が必要です。自分の名前を「受講番号・名前」に変更ができ、音声や画面のオン・オフの操作は必須です。そして、演習当日は、その日に使うパワポの資料・演習シートや事例等の必要な資料一式を、必ず手元に揃えて早めにログインし、余裕をもって臨んでください。

演習中は、大きくうなずいたり、笑顔など、リアクションも会場研修より大げさにとりましょう。また、途中で電話に出たり、携帯電話を見ていたり、研修の資料や写真などをSNSにアップするのは厳禁です。受講前にオンライン規約を必ず参照してください。

オンライン研修のメリットを活かして、楽しく受講していただけたらと思います。

主任介護支援専門員更新研修 部会長 青地 千晴

ファシリテーター育成研修受講後、 ファシリテーターを依頼する条件や、期待すること

本会副理事長 山本 玲子／本会理事 早野 眞理

令和3年度に従前のファシリテーター育成研修を再構築いたしました。

大きな方針として、令和3年度に協会が実施する主任介護支援専門員研修と主任介護支援専門員更新研修のファシリテーターについては「原則STEP1およびSTEP5を受講修了した方に依頼すること」、また、令和4年度以降については「原則STEP1～5までのすべてを受講修了した方に依頼していくこと」といたしました。

また、当該研修では、コロナ禍におけるオンラインによる（法定）研修展開を視野に入れ、かつ、ケアマネジメント研修における演習ファシリテーターに求められる役割に焦点を当てて構成・検討し、（少々手厳しい表現になりますが）STEP1～5を通じて、ケアマネジメントの基本的知識や指導者としての知識は「あって当然のこと」として扱うこととしました。新人であれば『知っている』こと、初任者であれば『わかる』こと、中堅者は『できる』こと、ベテランならば『教えられる』ことについて、演習ファシリテーターには『気づきを与える』ことができる存在として、その場に立てるように育成するのが目的だからです。そのため、もしこの養成研修受講の過程でご自身に不足している事柄があることに気づいた方は、ぜひ協会の【ケアマネジメント基礎研修】や【ケアマネジメント向上研修】【多職種連携研修】等をご活用いただき、研鑽に役立てていただけますと幸いです。また、一旦すべてのSTEPを受講修了された方でも、再度復習のために必要と感じられたSTEPを受講することもお勧めしています。

併せて、研修演習ファシリテーターに求めるべき重要な事柄に、介護支援専門員としての倫理綱領にも当てはまる重要なこととして、研修受講者ご自身に関することや提出・提供いただく事例等について『守秘義務』を守り、研修で知り得た『情報を慎重に取り扱う』ことにも、あらためて対応していくことといたしました。

今後も更に検討を重ね、ファシリテーター養成研修のみならず、生涯研修構築推進委員会の各部会が運営する主にケアマネジメントにかかる各種研修や、協会の他の委員会による会議・研修会等との連携・連結によって、県内の介護支援専門員の皆さまのお役に立てる存在となるべく、協会も研鑽を続けたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

生涯研修体系構築推進委員会 委員長 山本 玲子

法定研修等企画部会が実施する「ファシリテーター研修」は演習ファシリテーターとしての基礎、応用、実践の内容をSTEP1からSTEP5までの成長ステップに沿って実施し今年度前期、後期ともに多くの方に受講をしていただくことができました。

介護支援専門員の法定研修は平成28年から演習を中心とした内容に変わりその演習には演習ファシリテーターが必要とされるようになりました。法定研修の演習ファシリテーターは、研修全体を統括する講師と協力のもと受講生が科目の課題に取り組むグループワークの意見交換が活発に行われるための促進者であり、グループメンバーが相互に学びを深め、気づきを得るための重要な役割を担っています。

法定研修等企画部会ではそのような重要な役割を担う演習ファシリテーターを育成することを目的に「ファシリテーター研修」の企画運営を行っています。

「ファシリテーター研修」は法定研修の演習科目の内容を想定した実践的な介入方法を具体的に学びます。また、今年度から主任介護支援専門員養成研修、主任介護支援専門員更新研修ともにWEBでの研修構築がされた中で、「WEBにおいての演習ファシリテーターの技術」を学ぶ内容の研修を主任介護支援専門員養成研修部会、主任介護支援専門員研修更新部会と協力し演習ファシリテーターの育成を行うことができました。

次年度も4月から「ファシリテーター研修」がスタートします。

新たに演習ファシリテーターを目指す方、既に演習ファシリテーターの実践に就き、振り返りを目的に受講を希望される方、また主任介護支援専門員として職務に就き日々の業務や後輩育成の為にスキルアップを目指す方も学べる内容の構築となっています。

介護支援専門員協会のホームページ研修案内から募集を募り多くの介護支援専門員の皆様が「ファシリテーター研修」を受講していただけることを期待しています。

法定研修等企画部会 部会長 早野 眞理

地域共生社会に向けて

～鎌倉第一号の『共生型デイサービス』になりました

社会福祉法人きしろ社会事業会 鎌倉プライエムきしろ 大垣 佑輔

私たち鎌倉プライエムきしろは令和3年11月から、鎌倉初となる障害者の受け入れを行う共生型デイサービス（生活介護事業所）の指定を受けました。11月に1名、12月に2名の方が利用を開始しています。共生型になるまでの経緯や、課題点等を紹介させていただきます。（同法人の二階堂デイサービスセンターも合わせて令和3年11月から共生型の指定を受けました）。

また、令和4年8月頃には鎌倉市大船の常楽寺交差点近くに3つ目となる共生型デイサービスのオープンを予定しています。

1. 共生型になった経緯

きしろ社会事業会は、SDGsの考え方にに基づき、地域共生社会の実現に向けた取組に力を入れています。その取組みの1つとして共生型デイサービスを開始しました。

共生型デイサービスをきっかけとして、高齢者と障害者がお互いのことを思いやり、支え合うことができる地域共生社会の実現に繋がっていきたいと考えています。

2. 地域のニーズ

共生型デイサービスを開始するに際し、鎌倉市基幹相談支援センター、鎌倉市、県立鎌倉養護学校、市内の障害事業者等とディスカッションする中で、鎌倉の地域特性、同居家族の高齢化、障害者が利用する社会資源の不足により地域ニーズの高さを実感しました。

3. 利用者や家族からのニーズ

共生型デイサービスは、祝日の営業、送迎が『door-to-door』であること、入浴設備があることなどから利用者や家族のニーズがあります。

親子（親が介護保険、子供が障害）で利用できるため独りでは不安な方も利用可能な点や、介護認定を受けていない方でも利用できることから、現在利用している障害サービスと並行して利用できる等のメリットがあります。

4. 共生型デイサービスの開設に向けて

共生型デイサービスの開設に向けて一番大きな課題は、職員が障害者を受け入れることへの不安感でした。こうした不安感を払拭するため、鎌倉市基幹相談支援センター職員等に研修を開催していただき障害者の特性や介護をする上でのポイントについて説明を受けました。

また、サービス管理責任者研修に職員が受講したことで『ストレングス』の考え等を学べたことで不安が少なくなりました。他にコロナ禍でありましたが、障害者施設の多大なるご協力で、施設見学をさせていただきました。施設見学により『クールダウン室』や『一人の空間作り』を事前に学べたことで、障害利用者が安心して過ごせる空間を作れました。指定後は介護と障害、そして高齢者と若者の世代間交流に繋がり、良い相乗効果になっています。

5. 今後の課題

法の整備が課題の一つとなっています。整備というのは介護保険においては、デイサービスの1日体験利用は禁止となっていますが、障害者総合支援法では1日体験を推進するように指導があり、また身体拘束（車いすの安全ベルト）に対する考え方も違いがあります。共生型では介護保険法と障害者総合支援法の二つの法律を元に支援するため、双方の法律が共生型に向けて整備されることを期待しています。

鎌倉プライエムきしろが
共生型デイサービス
へR3年11月より変化しました

ずっとじぶんの道をゆく。

社会福祉法人きしろ社会事業会

鎌倉プライエムきしろ
デイサービス（共生型）

65歳以上の方
介護保険
サービス
高齢者

障害をお持ちの方
障害福祉
サービス
障害者

【いっしょに利用】

感染対策のもと感染状況を確認しながら
順次施設見学をしています

TEL:0467-48-2101

成年後見とケアマネ

Aさんは、70代前半の男性、結婚歴なし、親戚は遠方。住まいは、賃貸の集合住宅、5階建ての4階部分。地域の仲間に恵まれ、穏やかに暮らしていました。

ある時、Aさんの知人から地域の包括支援センターに連絡が入りました。長年の付き合いから、認知症の進行を心配したようです。何か不安なことがあると、知人宅を時間に関係なく訪問したり、電話をかけたりすることが目立つようになりました。

包括職員が訪問して、状況を確認しました。通帳を確認したところ、短い期間に一人で使うにはかなり大きなお金を引き出している様子があり、本人に確認しても、使途ははっきりしませんでした。その他、食事も十分に摂れていないこと、残葉が多いことが確認できました。認知症が進行し、生活行為が自分だけでは上手くできない状況を心配した包括職員は、本人に介護保険制度について説明し、介護保険の申請を行い、要介護1の認定が出ました。

Aさんは、認定が出た後も、介護保険サービスの利用には否定的でしたが、知人の勧めでデイサービスを利用するようになりました。デイを利用したことで、生活のリズムが安定してきましたが、通院を忘れてしまったり、薬を受け取らずに帰宅してしまうことが多くなりました。

担当のケアマネジャーは、以前関わっていた包括職員に相談、在宅生活の限界がきて施設入所が必要になった時の契約、病気等になって入院が必要になった時の手続き等が大きな課題になることが想定できるので、それに備えた対応をしていくことの必要性を共有しました。親戚も遠方在住で、緊急時の対応・契約等の援助は困難なことから、成年後見制度の利用につなげることになり、本人申立て、保佐人の選任に至りました。

その後、Aさんは、認知症が進行し、在宅生活が困難になりましたが、担当ケアマネジャー、包括職員、保佐人の連携で、本人の意思を尊重しながら、生活の場をグループホームに移すことができました。

私たちは、ケアマネジャーとして、本人の困りごとを解決するためにどんな制度が適切なのかを常に意識している必要があります。制度利用のタイミングを読み違えると、本人にとって不利益な状況に陥ってしまう可能性もあります。日常の訪問の中で、本人の変化を察知し、その時々で的確な対応をし、課題を解決するための制度につなげていく視点が必要です。

後見人（保佐人、補助人）がついたから、『あとは、任せておけば大丈夫。』と思ってしまうケアマネジャーに出会ったこともあります。後見人等は、万能ではなく、支援を必要としている本人を取り巻く多くの社会資源のうちの一つにすぎません。社会資源の一つとして、本人の意思決定を支援し、身上保護と財産管理と財産管理を行うのが、後見人等の重要な役割です。

私たちケアマネジャーは、担当する方の自立支援に向けたツールの一つとして、後見人等と連携を強化していく視点が、今後、求められると思います。

広報出版委員（お）



～神奈川県で働くケアマネジャーが日々思ったことなどを綴っていきます～

ケアマネリレーコラム

居宅介護支援センターけいわ荘 小山 健太

会員の皆様、こんにちは。

この度、ケアステーション優縁の浅田さんよりバトンを頂きました、居宅介護支援センターけいわ荘の小山健太と申します。昨年はコロナ禍の中、業務を行うことで精一杯で、一年間あっという間に過ぎてしまいました。しかも自粛の為、飲み会や趣味の野外音楽フェスにも参加出来ず、すごく暗い一年だった様に感じます。今年も早々に、雪にコロナにと大変ですが、色々と発散し、飛躍出来る一年にしたいものです。

さて、私の働いている職場や地域を紹介させて頂きます。私の働いている居宅介護支援センターけいわ荘は、本厚木駅から離れた荻野地域にある、特別養護老人ホーム内に併設された事業所です。厚木市の中でも北西部に位置し、自然豊かな地域で、春は桜が咲き誇り、紅葉の季節は心を奪われる程の絶景が山々に広がっています。そんな素晴らしい地域ですが、私が働き始めた当初は、介護保険サービスの資源に限りがあり、「在宅生活を

支える為にはどうしたらいいのか。」と悩んでおりました。そんな中、当協会の研修会に参加した時、私はサービスありきでケアプランを作成している事に気付かされました。受講後、ご利用者宅へ訪問した時に、たとえ介護保険のサービスを使わなくても、ケアマネジャーとしての視点から本人や家族が気付いていない力を引き出せるアプローチを意識する事で、自立した生活へ繋がれる事。自助を意識出来る内容を目標に組み込む事で、自信を持った生活に繋がれる事が出来ました。その大事な事に気付かせて頂いた地域と協会にとっても感謝しております。まだまだコロナが落ち着かず大変ですが、これからも自分が今まで勉強してきた事や気付いた事を荻野地域で役立てられる様に、何事にも一生懸命励んでいこうと思います。

今回は、あいばなケアセンター 宮前 神篤行さんにバトンタッチ



歴史こぼれ話 ～十四～

中国戦国時代に商人から秦の丞相（政治家のトップ）になった呂不韋（りょふい）は、絶大な権力を持ちました。召し抱えていた食客3000人に編纂させた26巻160篇からなる



『呂氏春秋』（りょししゅんじゅう）は、諸学派の思想を集めた一種の百科全書です。歴史書『史記』呂不韋列伝に「この書物を一字でも増減できる者がいれば千金を与えよう」と呂不韋が言ったと記されています。四字熟語として現在も使われている一字千金の由来です。この『史記』の記述から呂不韋の絶対の自信がうかがえます。

権勢を振るった呂不韋ですが、秦王政（後の始皇帝）に謀反を疑われ、自殺に追い込まれます。

（騷人）

編集後記

令和3年4月の改正より科学的介護推進体制加算が導入され、もうすぐ1年が経とうとしています。皆様も給付管理や研修等で触れる機会も多いのではないのでしょうか。“科学”と“介護”は一見繋がりにくい言葉に思えます。この記事執筆している現在、私は科学を題材にした漫画『ドクターストーン』にハマっており、その作中に『分からないことにルールを探す。その地道な努力を科学って呼んでるだけだ』という主人公のセリフがあります。科学とは仮説と実験

の繰り返しであり、“科学的介護”もこれに当たるのではないかと思います。LIFEのデータは一人で収集することはできません。蓄積されたデータは介護に携わる様々な職種が連携し、地道に収集してきた努力の結晶です。データを蓄積し、繰り返し検証することで、これまで不透明だった“根拠に基づく介護”を探し出す。皆の地道な努力がこれからの介護の発展に繋がっていくのだと思います。

（佐藤）

■「会員の皆様へ」

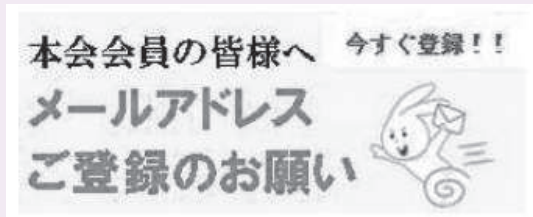
会員資格は、年度ごとの自動更新になります。退会のご意向がある会員におかれましては、3月31日までに退会届のご提出をお願い致します。ご提出がない場合、次年度の会費請求の対象となります。また、今年度の会費を未納されている方は、今年度会費ご入金の上で退会となります。

なお、次年度の年会費請求書の送付は4月下旬を予定しております。ご自宅住所やご所属が変更になった場合は、変更届のご提出をお願いいたします。退会届、変更届は本会HPよりダウンロードできます。ご記入の上、FAXもしくは郵送でご提出ください。

■メールアドレス登録のお願い

会員の皆様へは、本会主催研修会等の情報をメールでご案内しています。

メールアドレスの登録がお済みでない方は、本会ホームページ「ケアマネの森」のトップページ「メールアドレスご登録のお願い」より登録をお願い致します。メールアドレスを変更したい方もこちらから、変更をおこなってください。



■「神奈川県ホームページ」を活用しよう

神奈川県介護支援専門員のページでは、ケアマネジャーのさまざまな情報を記載しています。

- ・介護支援専門員の登録等について（登録申請、登録事項の変更、登録の移転等）
- ・介護支援専門員証の交付・更新の手続きについて
- ・介護支援専門員の研修情報（更新研修等）
- ・主任介護支援専門員研修及び主任介護支援専門員更新研修について

「神奈川県 介護支援専門員のページ」とネット検索し、ご活用ください。

Contact

一般社団法人神奈川県介護支援専門員協会 事務局
〒231-0023
横浜市中区山下町 23 番地 日土地山下町ビル9階
TEL 045-671-0284 FAX 045-671-0287
E-mail jimu@care-manager.or.jp
HP <https://www.care-manager.or.jp/>

◎編集 / 発行

一般社団法人

神奈川県介護支援専門員協会

広報・出版委員長 中西 紀章



Facebook
はこちら↑



ホームページ
ユーザーはこちら↑